ロ　木工機械整備法
　木工機械の種類、構造、機能、使用方法及び保守点検
　木取りの方法
　木材の研削加工
　木工機械及び木工機械用切削工具に使用する材料の種類、性質及び用途
　潤滑方式
　ジグ及び取付具の製作方法及び使用方法
　木材及び木質材料の接合及び接着の方法
　電気用図記号及び電気回路図
　空気圧機器の種類及び用途
　空気圧回路
　木工機械の据付け方法
　木工機械の修理方法
　木工機械の調整方法

別表第十三機械木工の項実技試験の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目
一　機械木工作業 プログラミング 数値制御ルータ加工
二　木工機械整備作業 木工機械の調整及び検査 ジグの製作及び調整 木工機械用切削工具の研削及び調整 木工機械による木製品の部材の試作 木工機械の修理及び検査 木工機械用切削工具の検査及び取付け

別表第十四木工機械整備の項を次のように改める。

機械木工	機械木工法	機械木工作業
	木工機械整備法	木工機械整備作業

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に木工機械整備科又は機械木工科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第五に定める基準（以下「新基準」という。）による機械木工科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第五に定める基準による訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新基準による当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に機械木工科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対する短期課程の普通職業訓練に関する基準については、なお従前の例によることができる。

（技能検定に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる木工機械整備に係る技能検定に合格した者は、新規則の適用については、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる機械木工に係る技能検定に合格した者とみなす。

2　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる木工機械整備に係る技能検定において学科試験の試験科目のうち木工機械調整法又は木工機械修理法を選択して学科試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項及び第三項、第六十八条の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる機械木工に係る技能検定において学科試験の試験科目のうち木工機械整備法を選択して学科試験に合格した者とみなす。

3　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる木工機械整備に係る技能検定において実技試験の試験科目のうち木工機械調整作業又は木工機械修理作業を選択して実技試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項及び第三項、第六十八条の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる機械木工に係る技能検定において実技試験の試験科目のうち木工機械整備作業を選択して実技試験に合格した者とみなす。